

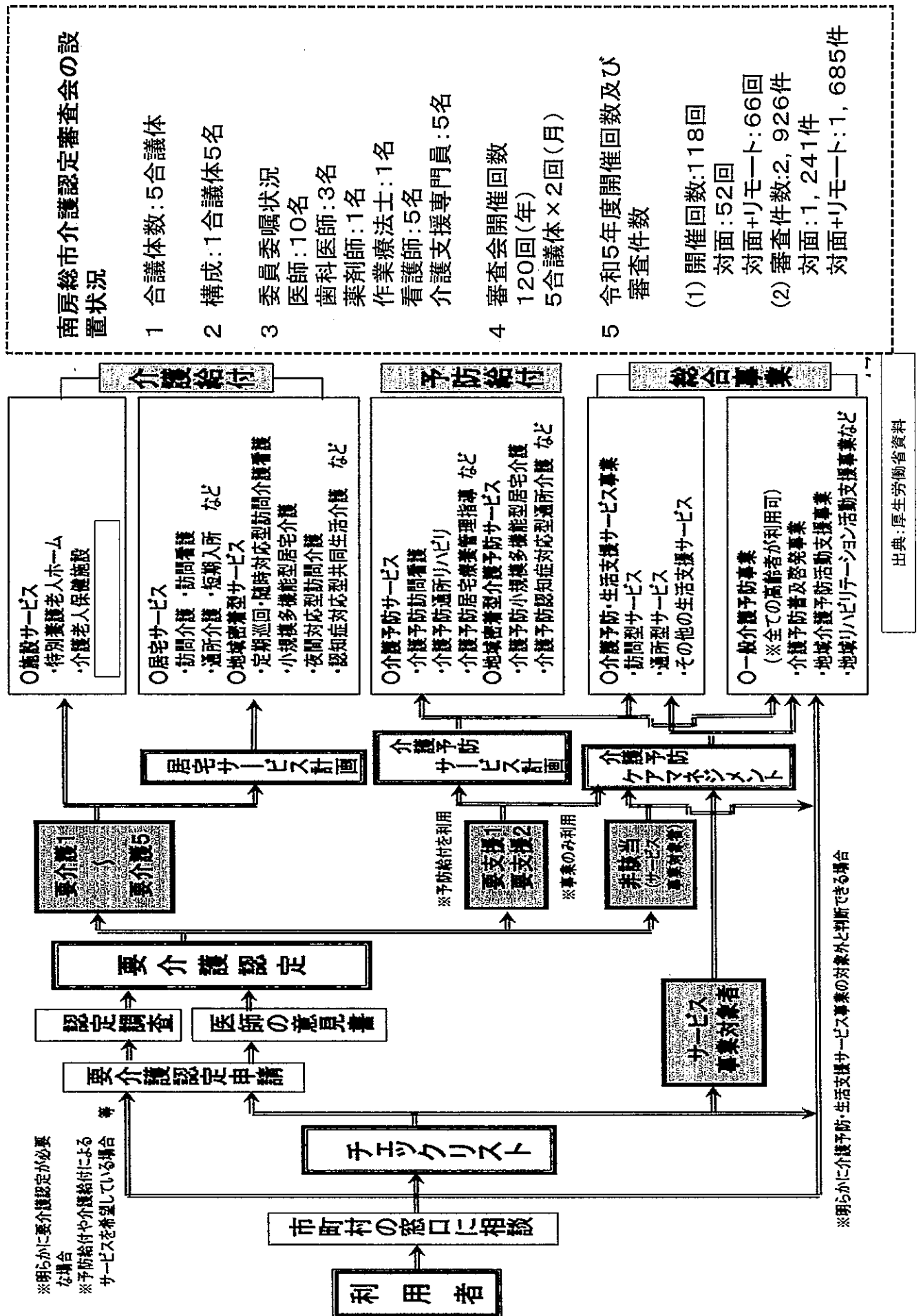
介護保険事業運営協議会資料(令和6年度第1回会議)

南房総市の介護保険制度の概要

- 1 要介護認定及び事業対象者について
- 2 介護保険サービスの種類
- 3 地域密着型サービスについて
- 4 地域支援事業について
- 5 特別会計予算(令和6年度)
- 6 介護保険料(第1号被保険者保険料)
- 7 高齢者人口・要介護認定者数の推計

高齢者支援課 介護保険係
 高齢者福祉係
 地域包括ケア係

2 要介護認定及び事業対象者について



3 介護保険サービスの種類

事業所指定状況

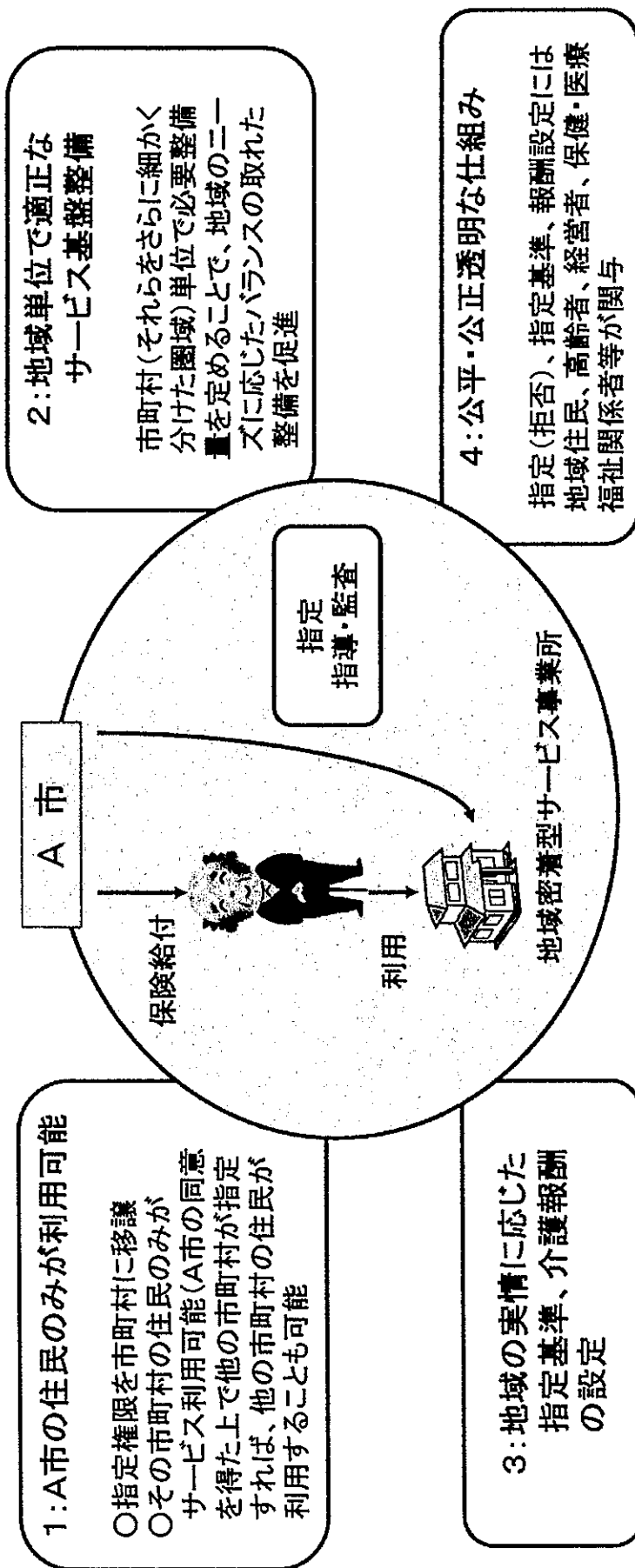
	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス	
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ◎施設サービス ◎介護老人福祉施設 ◎介護老人保健施設 ◎介護医療院 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護	◎地域密着型介護サービス ○定時巡回（地域密着型訪問介護） ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 ◎居宅介護支援	○地域密着型通所介護 10事業所 三芳・千倉・丸山・和田圏域 ○認知症対応型通所介護 4事業所 富浦・白浜・千倉圏域 ○小規模多機能型居宅介護 3事業所 白浜・千倉・丸山圏域 ○認知症対応型共同生活介護 6事業所 富浦・白浜・千倉・丸山・和田圏域 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1施設 富山圏域 ○看護小規模多機能型居宅介護 1施設 千倉圏域 ○居宅介護支援 (平成30年4月 権限移譲) 22事業所(R6.4.1現在)
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援	

4 地域密着型サービスについて

平成17年度介護保険法改正

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供
されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設



5 地域支援事業について

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の介護予防・社会参加に向けた取り組み、見守り体制の強化、生活支援体制の整備、在宅医療と介護の連携、認知症高齢者への生活支援等を推進し、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施しています。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

◎事業目的

被保険者の介護予防及び地域における自立した日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行います。

◎事業内容

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他生活支援サービス
- エ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

- ア 対象者把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 包括的支援事業

◎事業目的

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても、可能な限り、地域で自立した日常生活ができるよう支援します。

◎事業内容

(1) 地域包括支援センターの運営

- ア 介護予防ケアマネジメント
- イ 総合的な相談支援業務
- ウ 権利擁護業務
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 社会保障の充実

- ア 地域ケア会議の推進
- イ 在宅医療・介護連携の推進
- ウ 生活支援体制の整備
- エ 認知症施策の推進

3 任意事業

◎事業内容

- (1) 介護給付費適正化事業
- (2) 家族介護支援事業
- (3) 被保険者の地域における自立した日常生活への支援

地域包括ケアシステム

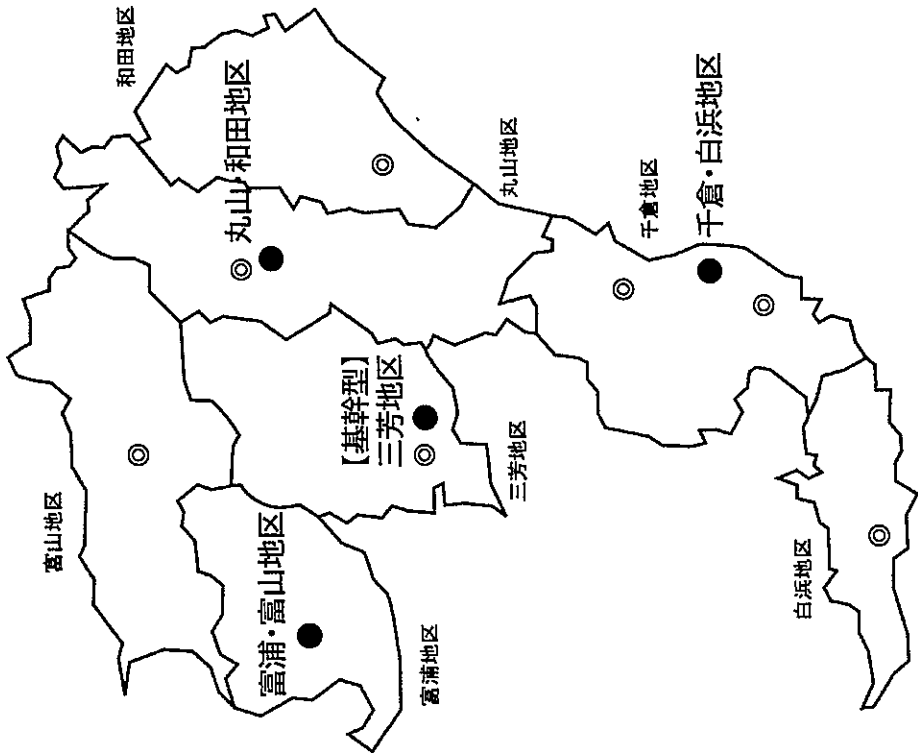
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を用途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの姿



地域包括支援センター等設置状況

南房総市の日常生活圏域（7圏域）：旧町村単位



●地域包括支援センター
◎在宅介護支援センター

日常生活圏域	人口 (人)	65歳人口 (人)	高齢化率 (%)
富浦地区	4,150	1,906	45.93%
富山地区	4,600	2,164	47.04%
三芳地区	3,841	1,582	41.19%
白浜地区	4,128	2,273	55.06%
千倉地区	9,300	4,429	47.62%
丸山地区	4,403	2,123	48.22%
和田地区	4,097	2,006	48.96%

出典：住民基本台帳人口（令和6年4月1日）

南房総市高齢者福祉事業(高齢者の生活支援サービス)

南房総市に居住されている、高齢者（65歳以上の方）が自立した生活を送ることができるように、次のようなサービスを提供します。

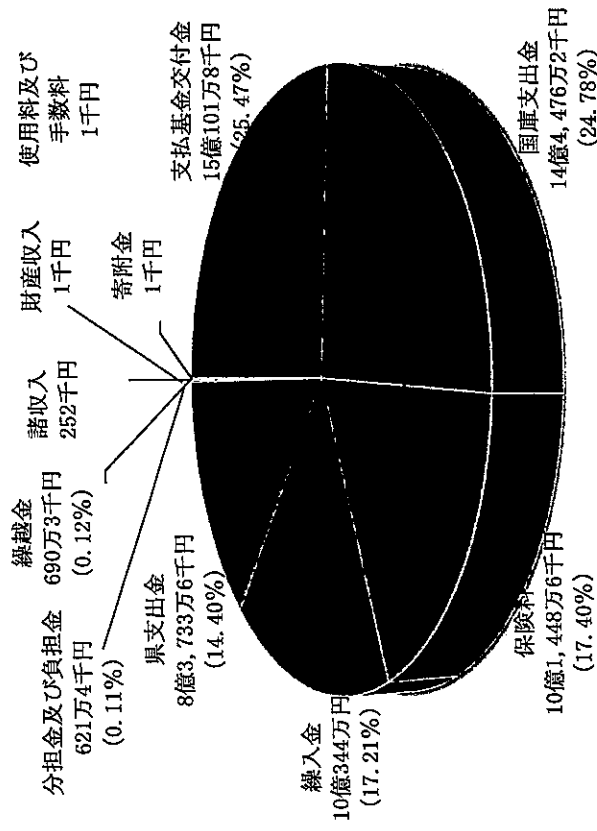
令和6年4月1日現在

事業名	対象となる方	内 容	自己負担額
1「食」の自立支援事業 (配食サービス)	① ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯 ② 1・2級の身体障害者手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ③ または②で、日常の食生活において支援が必要な方	委託業者が安否確認もあわせて食事を自宅まで配達します。 原則週5食まで（介護保険認定者等は2食まで）。 ※地区により配達曜日等が異なります。 【お問合せ先】高齢者支援課 電話：36-11152	1食当たり 前年度市町村民税非課税世帯 3,000円 課税世帯 5,000円
2緊急通報システム事業	① ひとり暮らしの高齢者 ② 要介護4・5と認定された方 ③ ひとり暮らしの1・2級の身体障害者手帳所持者 (① ~ ③ のいずれかに該当する方)	固定型（家庭用端末機・ペンダント型無線発信機）若しくは携帯型を貸与し、緊急時の対応を図ります。	1箇月当たり 被保護世帯 0円 前年度市町村民税非課税世帯 300円 課税世帯 1,500円 ※固定型設置料は 前年度市町村民税課税世帯のみ 6,300円
3救急医療情報カプセル 配布事業	① ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯 ② 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 ③ 日中、高齢者のみの世帯	救急時に必要な情報を適切な医療活動時に提供します。	カプセル配布は無料
4高齢者介護用品支給事業	・要介護4・5と認定され、前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者又は介護者	紙おむつ・尿とりパット・紙パンツを年間（年度）10万円の範囲内で現物給付します。 ※給付回数は年4回です。申請受付期間等の詳細については、広報みなみぼうそうに掲載します。 【申請窓口・お問合せ先】南房総市社会福祉協議会 所在地：南房総市谷向109-1 電話：29-3729	
5高齢者家族介護慰労事業	・前年度市町村民税非課税世帯に属する在宅の要介護高齢者（過去1年以上継続して要介護4・5の方）で介護サービスを過去1年以上利用しなかった方を介護している同一世帯の方 ・介護保険の対象にならない在宅の高齢者で、社会適応が困難なため生活支援等の必要がある方	在宅で介護している同一世帯の方に、慰労金として年間10万円を支給します。 ※申請後は、年に1回の状況届が必要で、 養護老人ホーム等への一時的な宿泊により、生活習慣の指導等を行います。1年間 原則14日間まで。 ※利用にあたっては、診断書等が必要です。	1日当たり 被保護世帯 0円 被保護世帯以外 2,220円
6生活管理指導短期宿泊 事業（ショートステイ）	65歳以上で、施設等に入院・入所しておらず、次のいずれかに該当する方 ① 前年度の市町村民税が非課税で、自家用車（原付を除く）を所有又は使用していない ② 運転免許を保有したことがない、失効又は返納した ③ 生活保護を受給している ※高齢者外出支援バス利用助成券の受給者は除きます。	1枚あたり7,000円を助成する福祉タクシー利用助成券（高齢）を、300枚を限度に交付します。 1回の乗車につき4枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用料金から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	
7福祉タクシー 利用助成事業（高齢）	65歳以上で、以下の全てに該当する方又は生活保護受給者 ① 前年度の市町村民税が非課税の方又は、運転免許返納者である（公安委員会が発行する運転経歴証明書などを持っている方、運転免許非保有者など） ② 要介護1から5の認定を受けていない ③ 自力でバスの乗り降り可能で、乗車中の身の安全を介添え無しに行える ④ 施設等に入院・入所していない ※福祉タクシー利用助成券の受給者は除きます。	1枚あたり100円を助成する高齢者外出支援バス利用助成券を、100枚を限度に交付します。 1回の乗車につき4枚まで使用できます。 降車の際に助成券を運転手に渡し、利用額から助成額を差し引いた額を本人が支払います。	
8外出支援バス 利用助成事業	① 65歳以上の方 ② 家に閉じこもりがちな理由が等しいから介護予防防の必要がある方	地域の公民館等で、レクリエーション・介護予防体操や趣味活動等を通い程度行います。 ※利用料金・送迎等については、開催場所により異なります。 【申請窓口・お問合せ先】南房総市社会福祉協議会 所在地：南房総市谷向109-1 電話：29-3729	
9介護予防通所事業 (お遊者サロン)	① 行方不明放送を利用したことがある方 ② 警察に連絡又は保護されるおそれがある方	QRコード入りの見守りシールを、衣服やカバンなどに貼って使用し行方不明に発見保護します。	シール配布は無料
10見守りシール配布事業 (どこシル伝言板)	南房総市に住所のある人で、狂犬病予防注射をした愛犬とマナーを守って散歩している方	日頃の愛犬との散歩の際に防犯パトロールグッズ（わんパト標）を着せながら、気軽に子ども達や気になる高齢者等の地域の見守り活動をするボランティアとして、犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを推進します。	防犯パトロールグッズ（わんパト標）は無料
11わんわんパトロール隊			



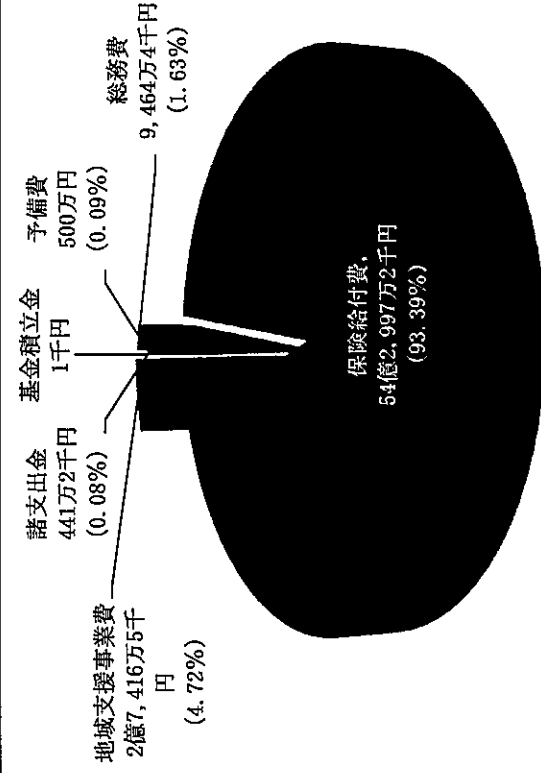
6 介護保険特別会計予算(令和6年度)

歳入予算 総額58億1,441万4千円



保険料(17.40%)
 介護保険料(普通徴収保険料・特別徴収保険料)
 分担金及び負担金(0.11%):食の自立支援事業負担金
 国庫支出金(24.78%)
 介護給付費負担金・財政調整交付金・地域支援事業交付金等
 支払基金交付金(25.74%)
 介護給付費交付金・地域支援事業費交付金
 県支出金(14.40%)
 介護給付費負担金・地域支援事業費交付金
 財産収入:利子及び配当金
 寄附金
 繰入金(17.21%)
 繰入金・介護給付費繰入金・地域支援事業費繰入金・低所得者
 保険料軽減繰入金・介護給付費準備基金繰入金
 繰越金(0.12%)前年度繰越金
 諸収入:延滞金・加算金及び過料・第三者納付金・返納金

歳出予算 総額58億1,441万4千円



総務費(1.63%)
 一般管理費・賦課徴収費・認定審査会費・趣旨普及費
 保険給付費(93.39%)
 介護保険サービス費(在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス等)
 地域支援事業費(4.72%)
 介護予防・生活支援サービス事業費・一般介護予防事業費
 諸支出(0.08%)
 第1号被保険者保険料還付金・国庫負担金等償還金等
 基金積立金(0.11%)
 介護給付費準備基金積立金
 予備費(0.09%)
 予測できない支出に備えて計上される経費

特別会計予算は事業計画に基づき編成

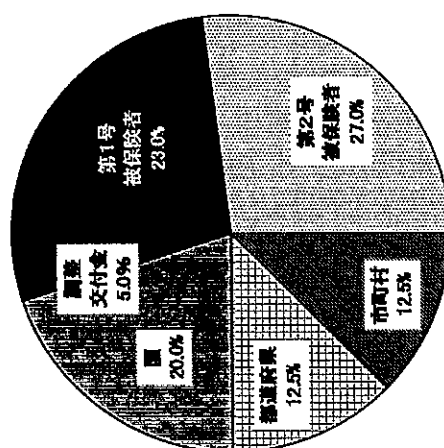
介護保険の財源構成

介護給付費は、50%を保険料（第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料）、50%を公費（国・都道府県・市町村）で負担します。第1号保険料の負担割合は、第6期計画では22%でしたが、第7期計画では23%となります。

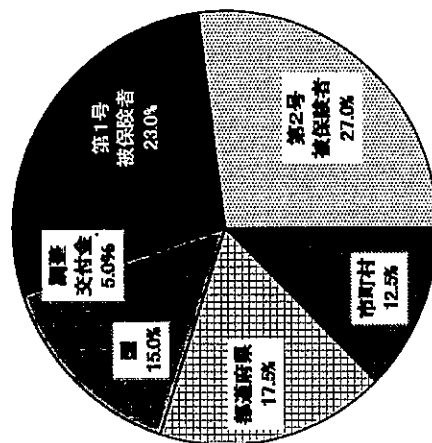
また、公費の国庫負担分の居宅給付費の25%、同じく施設等給付費の20%のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。公費負担の割合は、居宅サービスと施設サービスで異なっています。

地域支援事業は、実施する事業によって財源構成が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、居宅介護給付の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業の財源は、第1号被保険者の保険料と公費によって構成されています。

■ 標準給付費（居宅サービス）

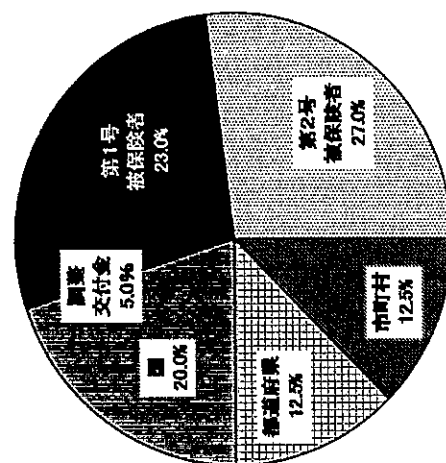


■ 標準給付費（施設サービス）



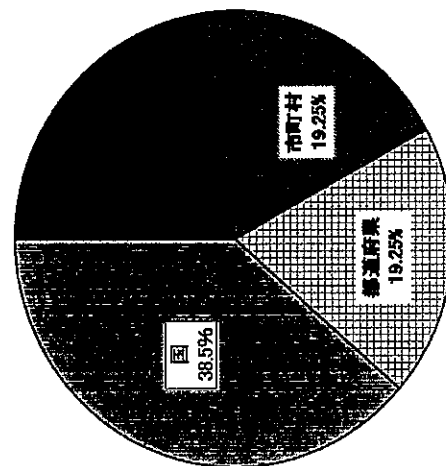
■ 地域支援事業費

（介護予防・日常生活支援総合事業）



■ 地域支援事業費

（包括的支援事業、任意事業）



7 介護保険料(第1号被保険者保険料)

(1) 令和3～5年度の介護保険料 (月額:5,600円)

所得段階	所得等の条件	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.50→0.30	33,600円 20,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75→0.50	50,400円 33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75→0.70	50,400円 47,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	60,500円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	67,200円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,700円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	87,400円
第8段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	100,800円
第9段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	114,300円

(2) 令和6～8年度の介護保険料 (月額:5,600円)

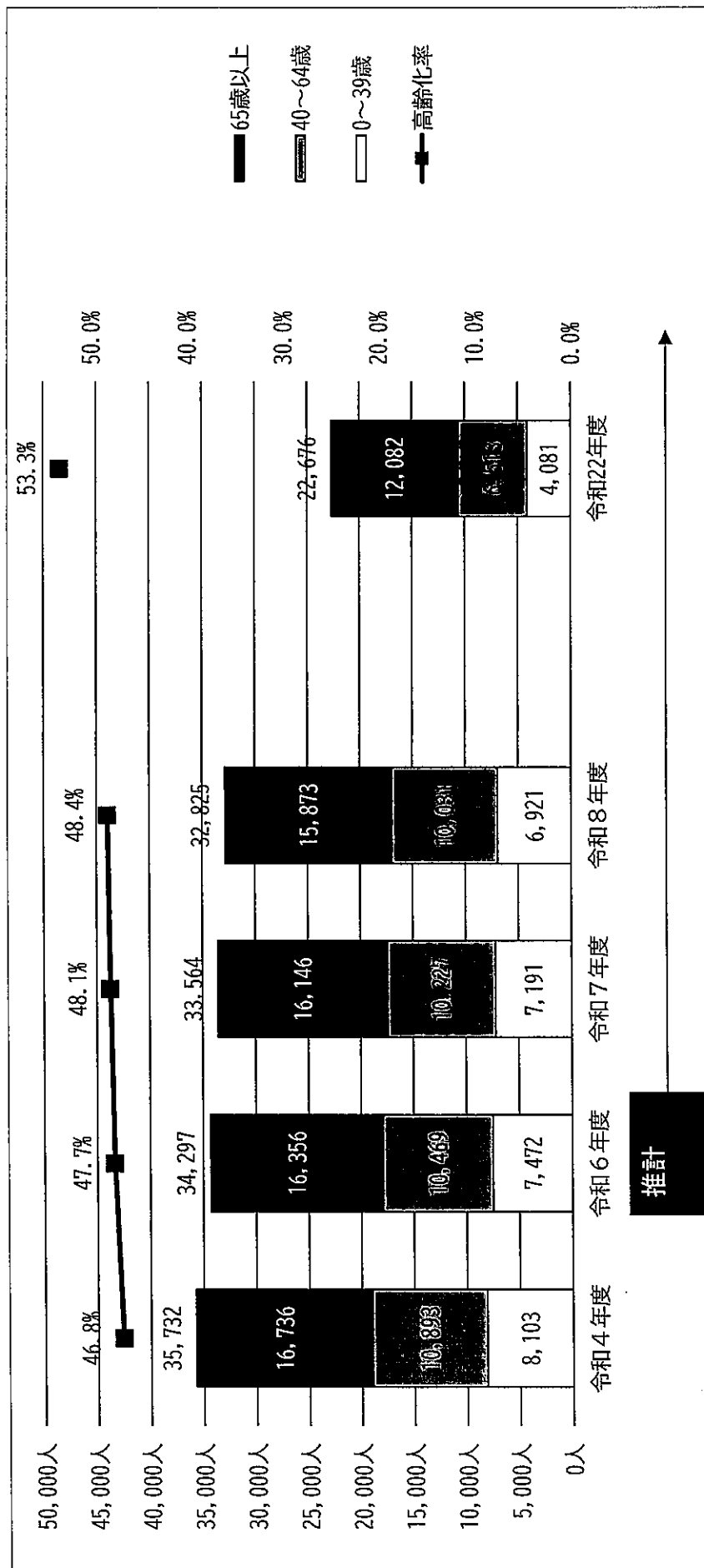
所得段階	所得等の条件	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.455→0.285	33,600円 20,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.685→0.485	50,400円 33,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.690→0.685	50,400円 47,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	60,500円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	67,200円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,700円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	87,400円
第8段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	100,800円
第9段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	114,300円
第10段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	127,700円
第11段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	141,200円
第12段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	154,600円
第13段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	161,300円

8 高齢者人口・要介護認定者数の推計

本市の65歳以上人口（第1号被保険者数）は、減少傾向で推移する見通しであり、第9期の計画期間（令和6～8年度）中に1.5万人台に、令和22年度には1.2万人程度に減少すると予想されます。

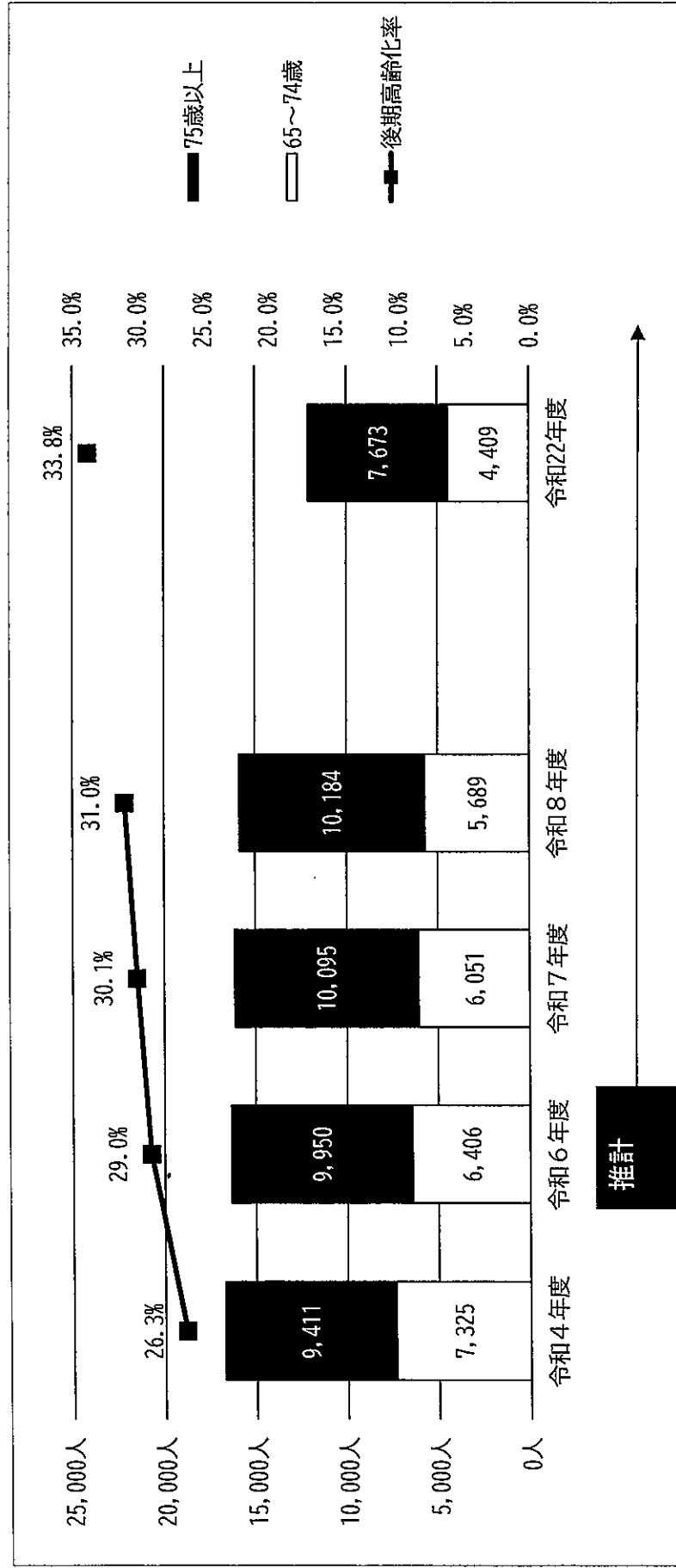
一方、高齢化率は上昇が続き、第9期中に48%台に、令和22年度には50%台に達すると予想されます。

■人口及び高齢化率の推計



また、65歳以上人口のうち75歳以上人口は、第9期中に1万人に達する見通しであり、後期高齢化率は30%台での上昇が続くものと予想されます。

■ 65歳以上人口及び後期高齢化率の推計



出典：令和4年度は住民基本台帳人口（9月末時点）、令和6年度以降は住民基本台帳人口を使用した市推計値（コーホート変化率法による推計）